

那覇市告示第348号
令和2年11月27日

新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の
特例の対象となる行事について

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、那覇市税条例の一部を改正する条例（令和2年那覇市条例第34号）第2条の規定による改正後の那覇市税条例（昭和47年那覇市条例第80号）付則第20条の規定に基づき市長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定する行事とする。

那覇市長 城間 幹 子

